

(資料3)

# 山梨県国民保護計画

(変更予定箇所)

### 第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、次のとおり定める。

#### 1 非常通信体制の整備 (防災危機管理課)

県は、国民保護措置の実施に関し、自然災害に対応した非常通信体制を基本とし、より一層の充実、整備に努めるとともに、非常時における通信の円滑な運用、確保を図ること等を目的として、関係省庁や地方公共団体、主な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### 2 非常通信体制の確保にあたっての留意事項 (防災危機管理課)

県は、武力攻撃災害の発生時においても情報の収集、提供を確実に遂行するために情報伝達ルートの多ルート化（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、電話、FAX、防災行政無線、防災情報システム、農協の有線放送等）や停電等に備えた非常用電源の整備、確保等に努めるとともに、通信途絶時における対応策も検討する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、地域防災計画等で定めた通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

##### (1) 施設・設備等

- ア 情報通信手段の施設、設備の取扱について、マニュアル等の整備により非常通信の取扱いや機器の操作の習熟等を含めた管理、運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害により被害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連装置の二重化等の障害発生時に対応する情報収集手段の整備に努める。
- ウ 被災現場の状況を収集するためヘリコプターテレビ伝送システム及び各合同庁舎に設置した高所カメラを活用する。
- エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備の全体を定期的に整備、点検する。
- オ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

##### (2) 運用面

- ア 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信の幅轍及び途絶を想定した、非常用電源を用いた関係機関との実践的な通信訓練を定期的に実施する。

- ⑥ 県の防災情報関連システム 等
- ⑦ 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)
- ⑧ 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

オ 県対策本部を設置した場合には、直ちに、次に掲げる機関に通知するとともに、県民に対しラジオ、テレビ、県のホームページ等を通じて公表する。

- ① 市町村及び消防本部
- ② 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
- ③ 自衛隊山梨地方協力本部、東部方面総監部、横須賀地方総監部、中部航空方面隊
- ④ 総務省消防庁
- ⑤ 近隣都県
- ⑥ その他関係機関

カ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、飲料水、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

県は、県庁が被災した場合等により、県対策本部を県庁内に設置できないときには、最寄りの県の機関に県対策本部を設置する。

## (2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県が国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

また、市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村として指定を行うよう要請があった場合も同様とする。

## (3) 県対策本部の組織構成等

ア 県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）は、知事をもって充て、県対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

県対策本部長に事故等があり不在の場合における知事権限委譲順位は、副知事、総務部長、防災危機管理監、総務部次長の順位で、その職務を代理する。

イ 県対策本部の副本部長は、副知事をもって充て、県対策本部長を補佐する。副本部長が、欠けた場合には、総務部長が、その職務を代理する。

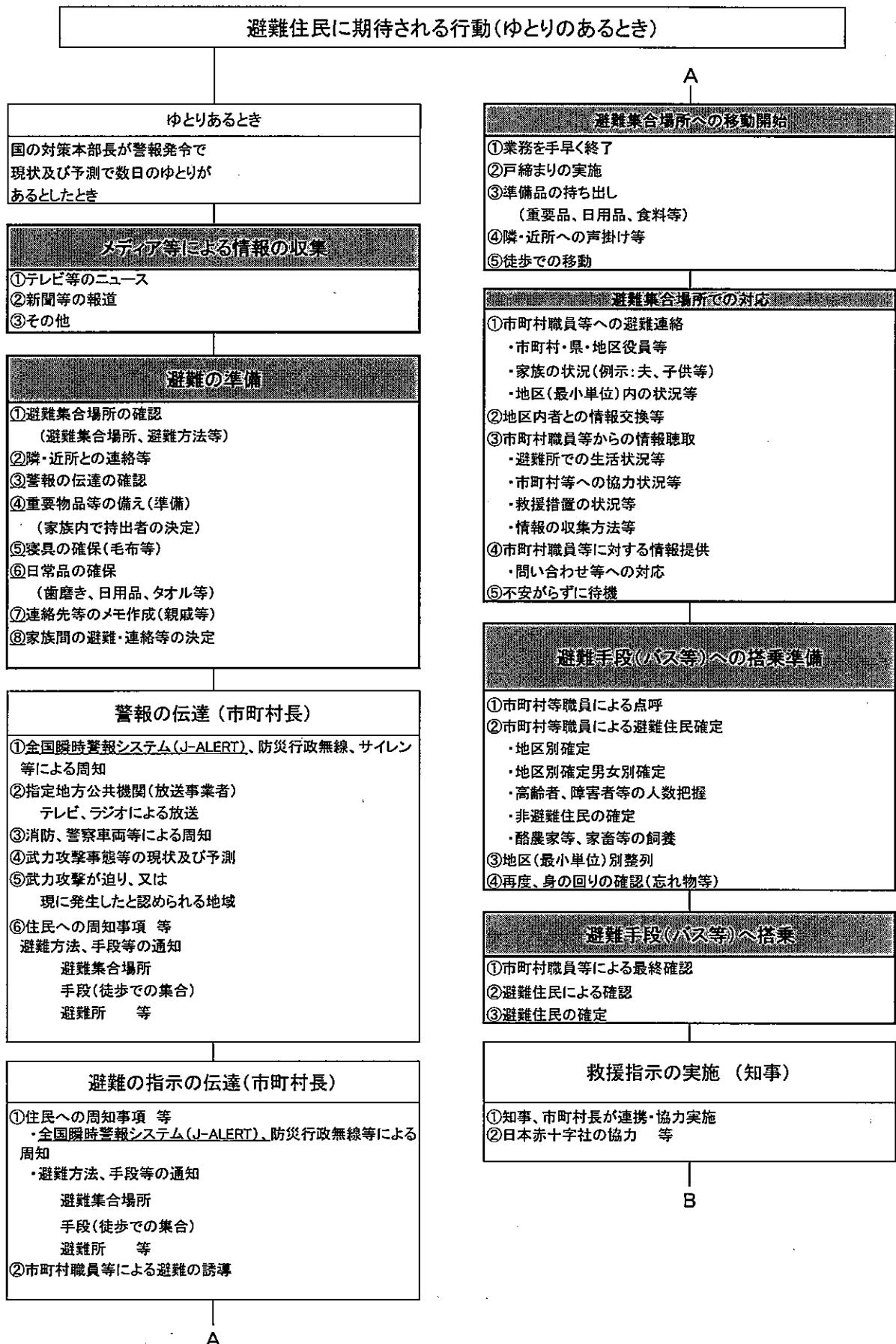
ウ 県対策本部の本部員は、公営企業管理者、教育長、警察本部長及び各部の部長等をもって充てる。

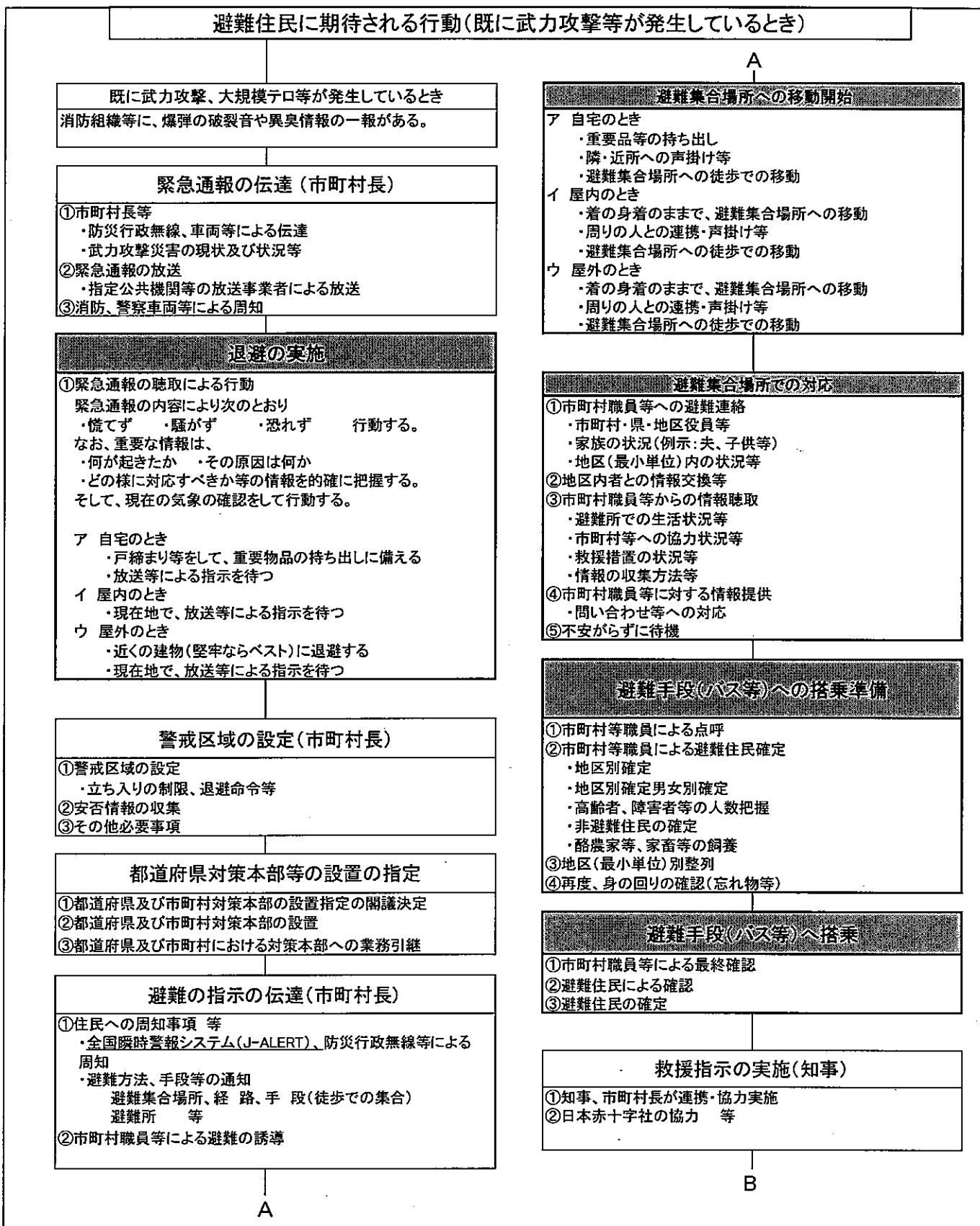
エ 県対策本部に、県対策本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を置く。

オ 県対策本部長は、国民保護措置に関し必要に応じ、本部会議を招集し、次の事項について協議、報告する。

- ① 県対策本部の実施すべき国民保護措置に関する事項
- ② 県対策本部内の各部の相互調整に関する事項

## 11 避難住民に期待される行動





町村の他の執行機関その他関係機関に通知するものとする。

(2) 警報の伝達方法については、当分の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行うものとする。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線以外の伝達方法についても検討しておくものとする。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる市町村の場合には、原則として、同報系防災行政無線で国が定めた警報サイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない市町村の場合には、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知するものとする。

なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

(3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合において、市町村は、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

### 3 緊急通報の発令

#### (1) 緊急通報の発令 (防災危機管理課)

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

この場合において、知事は、県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民に混乱が生じないよう留意する。

#### (2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、次の内容で明確かつ簡潔なものとする。

ア 武力攻撃災害の現状及び予測

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとされている。この場合において、放送の方法については、避難の指示の内容を損なわない範囲内で、放送事業者の自主的な判断に委ねることとする。

(3) 県域を越える住民の避難の調整

ア 県域を越える避難

(ア) 知事は、県域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事等と、あらかじめ次の事項について協議する。

- ① 避難住民数
- ② 避難住民の受入予定地域
- ③ 避難の方法（輸送手段、避難経路）
- ④ その他必要な事項

この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示にあたって国により実質的な調整が図られることから、関係都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域毎に避難住民の割当等の細部について調整を図る。

また、避難先の地域を管轄する都道府県知事等に避難住民の輸送手段の手配等を依頼する場合は、安全確保の責務の明確化の観点から、原則として、知事は、避難先地域を管轄する都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、当該事務を委託することとする。

(イ) 知事は、避難の指示を解除したときは、速やかに、その旨を避難先地域を管轄する都道府県知事に通知する。

イ 県域を越える避難の受入

(ア) 知事は、要避難地域を管轄する都道府県知事から避難住民の受入に係る協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、避難施設の状況や受入体制を勘案して、具体的な受入地域を決定し、速やかに、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

(イ) 要避難地域を管轄する都道府県知事等から避難住民の輸送手段の確保等の依頼を受けた場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、要避難地域を管轄する都道府県知事等から、国民保護法第13条に基づき、当該事務を受託することとする。

(ウ) 知事は、避難住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、受け入れなければならない。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整 （企画課、道路管理課）

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施において、道路等の利用のニーズが

競合する場合には、知事は、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（特定公共施設利用法第6条第3項等）及び情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめることとする。

知事は、国の対策本部長により道路の利用指針（特定公共施設利用法第12条第1項の道路の利用方針をいう。）等が定められたときは、その利用指針を踏まえ、避難経路等を決定する。

(5) 避難の指示の通知及び伝達 (防災危機管理課)

避難の指示の関係機関への通知方法等については、原則として警報の場合と同様とする。ただし、警報における通知先に、関係指定公共機関を追加する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

また、知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

※ 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、都道府県は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(6) 避難の指示の国の対策本部長への報告 (防災危機管理課)

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(7) 避難住民の受入

避難先地域を管轄する市町村長は、避難住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、受け入れなければならない。

(8) 避難の指示の解除 (防災危機管理課)

知事は、国の対策本部長が要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除した場合には、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

また、知事は、自ら判断して要避難地域に近接する地域の避難の指示をした場合において、避難の必要がなくなったと認めるときは、当該地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

避難の指示の解除の通知及び伝達については、原則として避難の指示の場合と